

双葉町の復旧・復興に向けた要望書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から2年8カ月以上が経過しました。原子力事故は、今なお収束せず、双葉町民は、県内はもとより、全国各地で不自由な避難生活を強いられております。

双葉町では、本年6月に双葉町の復旧・復興の指針となる「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を策定し、この計画に基づき、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を目指して、業務にまい進しているところではありますが、残念ながら、双葉町への帰還見通しも示されず、町民の生活再建と町の復興は遅々として進まないのが現状です。原子力発電所事故からの復興という、前例のない取組の中で、多くの課題を抱え、広範囲にわたるこれらの課題をすべて町だけの力で解決していくことは、困難な状況にあります。さらには、避難の長期化に伴い、町を如何に維持・存続していくかも重要な課題となっています。ついては、全国に避難している町民の声にこたえ、町民の生活再建と町の復興を進めるため、国において、特段の措置を講じられるよう、お願い申し上げます。

今回は、平成26年度の政府予算の編成等に向けて、特段の御配慮をいただきたい事項を、下記のとおり、とりまとめましたので、実行に移していただきたく、要望します。

なお、当該要望事項については、誠意ある回答をいただきたく、お願い申し上げます。

平成25年11月27日

復興大臣 根本 匠 様

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清 一

福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28
(避難先) 福島県いわき市東田町2丁目19-4
電話：0246-84-5200

(本件事務取扱)

双葉町役場いわき事務所 復興推進課長 駒田
電話：0246-84-5203

1 双葉町への帰還時期の明示と町の復興について

(復興庁、内閣府原子力災害対策本部、経済産業省)

- 双葉町は、全町の帰還を目指している。そのため、国において、双葉町に安全に安心して帰還できる時期を早急に示すこと。帰還時期を示す際には、双葉町の市街地の多くが福島第一原子力発電所から5km圏内に立地することに対する不安、福島第一原子力発電所の廃炉が安全に進められることの担保、放射線量の低減の見通し、インフラ復旧等に要する期間等を十分に勘案して町民が理解できるものとして示すこと。
- 国において、双葉町の復興に向けた絵姿を早期に示すこと。
- すべての町民に対して、双葉町への帰還が可能となるまで避難先で安心して生活できるための措置を講じた上で、帰還が可能となった際に、双葉町に帰還を希望する町民が双葉町に戻って生活できるようにするための措置も併せて講ずること。
- 国の責任において財政面を始め特段の措置を講じ、双葉町が維持・存続できるようにすること。

2 賠償指針・基準の見直しについて (復興庁、文部科学省、経済産業省)

- 国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針及び東京電力による賠償基準は、町民の生活再建にほど遠い。国においては、町民の声を聞き、町民の被害実態に沿った賠償となるよう、賠償指針・基準を早期に見直すこと。特に、以下の点を見直すこと。
 - ・精神的損害の賠償額について、現在の中間指針では、生活費の増加分と合算して一人当たり月額10万円とされているが、平穏な暮らしを突然に奪われた町民の労苦に見合ったものとなるようにすること。
 - ・避難先で新たな住宅が確保できる財物賠償とすること。
 - ・営業損害等の賠償の終期を延長すること。
 - ・償却資産は実際の利用価値を勘案した賠償額とすること。
- 現在議論されている原子力損害賠償紛争審査会における新たな指針に以下の点を反映させること。
 - ・住宅に係る賠償について、現在議論されている追加的賠償は住宅の取得が前提となっているが、住宅取得の有無にかかわらず、生活再建の資金として追加的に支払う仕組みとすること。現在の議論では避難先で新たな住宅を取得した者は、帰還する際に避難先の住宅を売却して帰還する際の住宅取得費用を手当することとなっているが、避難先での生活再建に必要な賠償と帰還後の生活再建に必要な賠償をそれぞれ支払う仕組みとすること。
 - ・避難指示の長期化に伴う精神的損害等の賠償について、双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示解除時期は、帰還困難区域と一体として検討することから、帰還見通しに併せて全町同一の取扱いとすること。
 - ・農地の賠償基準は、避難先で農地が取得できる水準とすること。
- 国は、東京電力が、被害者との話し合いに丁寧に応じ、被害者の実情に見合った賠償

を迅速・確実・公平に行うよう、法的措置を含めて、東京電力に対する指導及び特別事業計画の履行を徹底すること。

○国は、東京電力に対して、原子力損害賠償紛争解決センターの対応に関し、以下の点を強く指導すること。

- ・センターの審議に迅速かつ誠実に対応すること。
- ・センターが提示する賠償額を受け入れ、迅速に賠償を行うこと。
- ・センターにおいて和解した案件と同様の事例については、直接請求の被害者に対しても、和解内容と同様の賠償を行うこと。

3 消滅時効の撤廃に係る法的措置について

(復興庁、文部科学省、経済産業省)

○民法上、損害賠償の請求権は、3年で時効を迎えることとなっている。時効の取扱いについて、東京電力の運用によることとされているが、町民の時効に対する不安を払しょくするため、消滅時効の撤廃に係る法的措置を定めること。

4 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保について

(復興庁、経済産業省、原子力規制庁)

○汚染水対策を始めとする福島第一原子力発電所1～4号機の事故収束は、国が前面にたつこと。また、事故収束に従事する作業員の健康管理・安全管理を徹底させること。

○福島第一原子力発電所全号機の廃炉措置については、国の責任で、安全を担保し、早期の進捗を図ること。特に、高線量がれきの処理について国の方針を明らかとすること。その際、現在、仮置きとされているがれきの最終処分場への搬入時期・搬入先についても国の責任で明確にすること。

○廃炉措置に当たっては、立地町への説明責任を果たすとともに、立地町の意見を十分に踏まえること。

○廃炉措置に伴う町への負担に鑑み、町の復興財源及び経常的な財源は、国の責任により恒久的に確保すること。

5 復興公営住宅（災害公営住宅）と町外コミュニティ（町外拠点）の早期整備について（復興庁）

○復興公営住宅（災害公営住宅）は、福島県が主体として整備を進めているところであるが、双葉町の要望に沿った整備が可能となるよう、国においては、十分な財源確保と柔軟な制度運用を図ること。特に、以下の点について、措置すること。

- ・被災前の町民の生活実態に沿って、戸建て、長屋建てを含めた、低層住宅を中心とした住宅団地の整備が可能となるよう、補助上限について柔軟に対応すること。
- ・双葉町の商店主等が、町民の集う場所で事業が再開できるよう、復興公営住宅に併設して、無償で入居できる店舗等（テナント）を整備できるよう、補助対象を

拡大すること。

- ・診療所・保健・福祉関係施設なども復興公営住宅に併設できるようにすること。これらの施設について、施設費だけでなく、当面の運営費についても継続的に支援できるよう、補助対象を拡大すること。
- ・全国に避難する町民が容易に利用できるコミュニティの場とするため、集会施設に宿泊可能となる機能をあわせて整備できるようにすること。

○受入自治体に対して、特段の財政措置を講ずること。

○賠償の進展に伴い、自ら自宅を再建する町民が増えることが見込まれることから、住宅取得に困難が生じないよう、良好な宅地の供給、税制面の拡充・継続、住宅情報の提供など、住宅取得に向けた支援体制を構築すること。その際、従来の町民のコミュニティの維持にも特段の配慮を行うこと。

6 町民のコミュニティの維持について（復興庁）

○長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎は町民の強いきずなであることから、全国に避難している町民のきずなを回復させることが喫緊の課題である。そのため、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の運用を改善し、町民の集い（双葉町の大字行政区の総会、子どもたちの集会等）に対する助成（交通費、宿泊費、会場費等の補助）並びに避難先での町民同士の交流拠点としての集会場所の確保及び運営費の助成を可能とすること。

7 学校教育の復旧・復興と子どもたちのコミュニティの維持について

（復興庁、文部科学省）

- 平成26年4月の町立幼・小・中学校の再開にあたり財源や人員確保等に特段の措置を講ずること。その際、教員以外の支援員等の配置も可能とすること。
- 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」について、平成26年度以降も帰還が可能となるまで継続すること。
- 全国に離散している友人との再会を願う子どもたちの想いに応え、再会を通じてきずなを維持するために開催する交流会の経費を措置すること。

8 社会福祉法人の事業再開等について（復興庁、厚生労働省）

- 震災以前に双葉町の社会福祉法人が運営していた特別養護老人ホーム「せんだん」が事業再開を検討していることから、事業再開する社会福祉法人への財政支援を行うこと。地域密着型サービス施設（認知症グループホームなど）の新設に対して、支援措置を講ずること。
- 被災地の福祉サービスに係る人材不足が続いていることから、双葉町社会福祉法人の事業再開や施設新設に伴う介護人材の確保、受入自治体の福祉施設における人材確保に、具体的な支援措置を講ずること。

9 町商工事業者の事業再開について（復興庁、経済産業省）

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、原子力災害の被災地を対象として、採択要件の緩和や補助対象の拡大とともに、諸手続きの簡素化等を図り、再開を希望する事業者が容易に支援を受けられるようにすること。
- 被災者を雇用し続け、事業を継続している避難指示区域内所在企業に対して、企業立地補助金と同程度以上の補助制度を創設すること。その際、自己資金により事業再開に取り組んできた企業努力に鑑み、さかのぼり適用すること。
- 事業再開資金が確保できるよう、賠償金の税制上の取り扱いを見直すこと。

10 応急仮設住宅（借上住宅を含む）について（復興庁、内閣府防災担当）

- 応急仮設住宅（借上住宅を含む）の供与期間について、双葉町は、警戒区域の見直しの際に、事故後6年間は避難指示が解除されないことが決められているため、少なくとも平成29年までの延長を明言すること。
- 応急仮設住宅（プレハブ型）について、建物の耐用年数が近づきつつあり、建物の傷みが目立つことから、補修等を進め、居住環境を改善すること。
- 借上住宅の住み替えの制限（福島県外の新規受付の終了、回数の制限、住み替え理由の制限等）について、避難生活の長期化に伴い、被災者の事情が複雑になってきていることから、町の判断で柔軟な対応ができるようにすること。

11 高速道路無料措置の延長について（復興庁、国土交通省）

- 町民の交流機会の確保、離散して避難生活を続ける家族間の移動経費の負担増に対応するため、全国各地に避難している町民が利用する高速道路の利用料金の無料措置について、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで延長すること。

12 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスについて（復興庁、厚生労働省）

- 医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保険料、介護保険利用料及び保険料、障害者福祉サービス利用負担金の減免について、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで延長すること。
- 社会保険等に加入し減免の対象となっていない町民に対して、国の制度として一部負担金の減免を行うこと。
- 避難先で介護保険サービスがスムーズに利用できるよう、避難先自治体において、原発避難者特例法に基づく、要支援、要介護認定等に関する事務を優先的に行なえるようにすること。

1 3 避難指示解除準備区域内における資産の代替資産特例の適用について (復興庁、総務省)

○不動産取得税、固定資産税及び都市計画税に対する「代替資産特例」について、帰還困難区域及び居住制限区域のみが適用対象となっているが、双葉町の避難指示解除準備区域については、帰還見通しの検討を他の地域と一体のものとして行うこととしていることから、全町同一の取扱いとなるように措置すること。

1 4 復興支援バス（特定被災地域公共交通調査事業）の延長について (復興庁、国土交通省)

○市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結ぶ、仮設住宅の避難者の生活の足として運行されている「復興支援バス」について運行支援の根拠となっている特定被災地域公共交通調査事業が、平成25年度までとされていることから同事業を延長し、「復興支援バス」の継続的な運行を確保するとともに、路線の拡充にも対応すること。さらに、事業者によっては、「復興支援バス」の運行に適した小型バスが不足していることから、バスの車両購入費も補助対象とすること。

1 5 被災者生活再建支援金の申請期間の延長について (復興庁、内閣府防災担当)

○地震・津波により住宅に被害があった方に対する被災者生活再建支援金について、現在、基礎支援金の申請受付が、平成27年4月10日までとされているが、町内の大部分が帰還困難区域であり被害調査がままならず、また帰還の見通しも示されていないことから、今後も申請受付期間を延長すること。

1 6 健康管理体制の構築について（復興庁、環境省）

○放射性物質による人体への健康被害は未知数であることから、町民は、将来の健康について不安を抱えながら生活を送っている。そのため、「子ども・被災者支援法」の実効ある運用体制を構築し、全国に避難している町民が、被ばく検査を受検しやすい環境などを構築するとともに、被爆者健康手帳制度などを参考として、健康被害の未然防止や早期発見・治療を可能とする長期的な健康管理に対する施策を将来にわたって確実に実施すること。

1 7 常磐自動車の早期開通と（仮称）復興インターチェンジの設置、国道288号線の整備、JR常磐線の早期復旧について（復興庁、国土交通省）

○浜通り地域の復旧、復興を加速化し、南北の分断を早期に解消するため、常磐自動車の通行止め区間や未開通区間の早期整備を行うこと。国道6号線の通過交通量の緩和や災害時の応急対応に必要な作業員と救援物資等の搬送路として利用するため、ま

た、万一の緊急時避難等の安全確保や、防犯、防火への速やかな対応を可能とするために、双葉町内に復興インターチェンジを設置すること。

- 国道288号線の拡幅整備を行うこと。
- JR常磐線の早期復旧を行うこと。

18 国直轄モデル除染の継続実施と除染数値目標の設定について

(復興庁、環境省)

- 双葉町は、放射線量の高い地域が大部分を占めており、双葉町への帰還条件の判断の一つとして除染の効果を見極める必要がある。このため、来年度も引き続きモデル除染を実施し、除染の効果を検証すること。また、モデル除染の実施にあたっては目標数値を設定の上、実施結果を速やかに公表すること。

19 野生鳥獣の駆除対策について (復興庁、環境省)

- 今年度から実施されている環境省によるイノシシの捕獲について、次年度以降も継続して実施するとともに、サルなど対象となる鳥獣を拡大すること。また、避難解除準備区域内においても、町の有害対象狩猟鳥獣捕獲隊が避難により分散し編成が難しいため、国により実施すること。

20 復興に向けた町の財源確保について (復興庁、総務省)

- 双葉町においては固定資産税に占める償却資産分の割合は非常に高いため、仮に廃止・縮小されることとなれば、町財政に多大な支障を生じさせる。そのため、償却資産に対する課税を見直すことなく、現行制度を維持すること。
- 自動車取得税は、その税収の70%が市町村に交付、自動車重量税についても、税収の40%が市町村に譲与されている現状を踏まえ、市町村財政運営に支障の生ずることの無きよう、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。
- 双葉町へ帰還・復興が可能となるまで、安定的な財源の確保が可能となるよう、震災復興特別交付税の延長をはじめ、特段の措置を講ずること。

以上